

名古屋市告示第82号

家賃算定に関わる利便性係数について

令和 8年度における市営住宅の家賃に関し、名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）第12条第 3項の規定に基づき、事業主体の定める数値を定めたので、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）第10条第 4項の規定により告示します。

なお、当該家賃に関し、公営住宅法施行令（昭和26年政令第 240号）第 2条第 1項第 2号及び第 3号の数値を算出し、同令第 3条の近傍同種の住宅の家賃を定めたので併せて告示します。

令和 8年 3月 2日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名 称	棟名称	号 数	事業主体 の定める 数 値	規模係数	経過年数 係 数	近傍同種の 住宅の家賃
南熱田荘		107号、 201 号、 206号から 208号まで、 301号、 306号 から 308号ま で、 401号、 406号から 408 号まで、 501 号、 506号から 508号まで、 601号、 606号	0.9098	0.7984	0.9961	129,400円

から 608号まで、 701号、 706号から 708号まで、 801号、 806号から 808号まで、 901号、 906号から 908号まで、 1001号、 1006号から1008号まで、 1101号、 1106号から 1108号まで、 1201号、 1206号から 1208号まで、 1301号、 1306号から1308号まで、 1401号及び1406号から 1408号まで				
108号	0.9098	0.7984	0.9961	129,700円
109号	0.9098	0.9430	0.9961	153,000円
202号、 203号、 209号、 302号、 303号、 309号、 402号、 403号、 409号、 502号、 503号、 509号、	0.9098	0.9507	0.9961	153,900円

	602号、 603号、 609号、 702号、 703号、 709号、 802号、 803号、 809号、 902号、 903号、 909号、 1002号、 1003号、 1009号、 1102号、 1103号、 1109号、 1202号、 1203号、 1209号、 1302号、 1303号、 1309号、 1402号、 1403号及び1409号				
	204号、 205号、 304号、 305号、 404号、 405号、 504号、 505号、 604号、 605号、 704号、 705号、 804号、 805号、 904号、 905号、 1004号、 1005号、	0.9098	0.6676	0.9961	108,000円

	1104号、1105号、1204号、1205号、1304号、1305号、1404号及び1405号			
--	--	--	--	--

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課